

令和5年度

道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験
公募要領

令和5年12月

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所

～目次～

1. 目的.....	1
2. 実験概要.....	1
(1) 実験期間.....	1
(2) 実験箇所.....	1
(3) 実施箇所の駐車区画および駐車可能台数.....	2
(4) 運営車両.....	4
(5) 運営時間.....	4
(6) 運営方法.....	4
(7) 実施主体.....	4
(8) 本実験における実験参加者の役割.....	5
(9) 実験スキーム.....	7
(10) 主な検証項目.....	7
(11) ガイドライン作成への協力.....	8
(12) 実施区分.....	8
3. 実験参加者の公募要件.....	9
4. 実験参加者の選定.....	10
(1) 選定方法.....	10
(2) 選定基準.....	10
(3) 確認書の取り交わし.....	10
5. 応募書類.....	11
(1) 提出書類.....	11
(2) 公募受付.....	12
(3) 提出方法及び部数.....	13
(4) 受付期間.....	13
(5) 公募に関する質問.....	13
(6) 実験参加者選定までのスケジュール（予定）.....	13
(7) 提出書類に関する留意事項.....	14

<添付書類>

- 〈様式1〉 応募申請書
- 〈様式2-1〉 応募者の概要
- 〈様式2-2〉 構成法人の概要 〈※複数事業体による応募の場合〉
- 〈様式2-3〉 確認事項 〈単独事業体での応募〉
- 〈様式2-4〉 確認事項 〈複数事業体による応募〉
- 〈様式3〉 本実験への参加計画

<公募資料における定義>

公募資料において、以下のように定義します。

「応募」：本実験への公募に対し応募申請を行うこと

「応募者」：本実験への公募に対し応募申請を行う者

「実験参加者」：本実験への公募に対し応募し、実験の参加者として選定された事業体

「事業体」：地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者であり、本実験参加者として事業を担う者

1. 目的

道路分野におけるカーボンニュートラルの取り組みとして、JR 大阪駅など鉄道駅周辺の国道 2 号の路上に EV カーシェアリングステーションを設置し、鉄道と EV カーシェアの組み合わせによる CO₂ 排出の削減や、交通利便性の向上、災害時の有効活用等の検証を行います。

2. 実験概要

(1) 実験期間

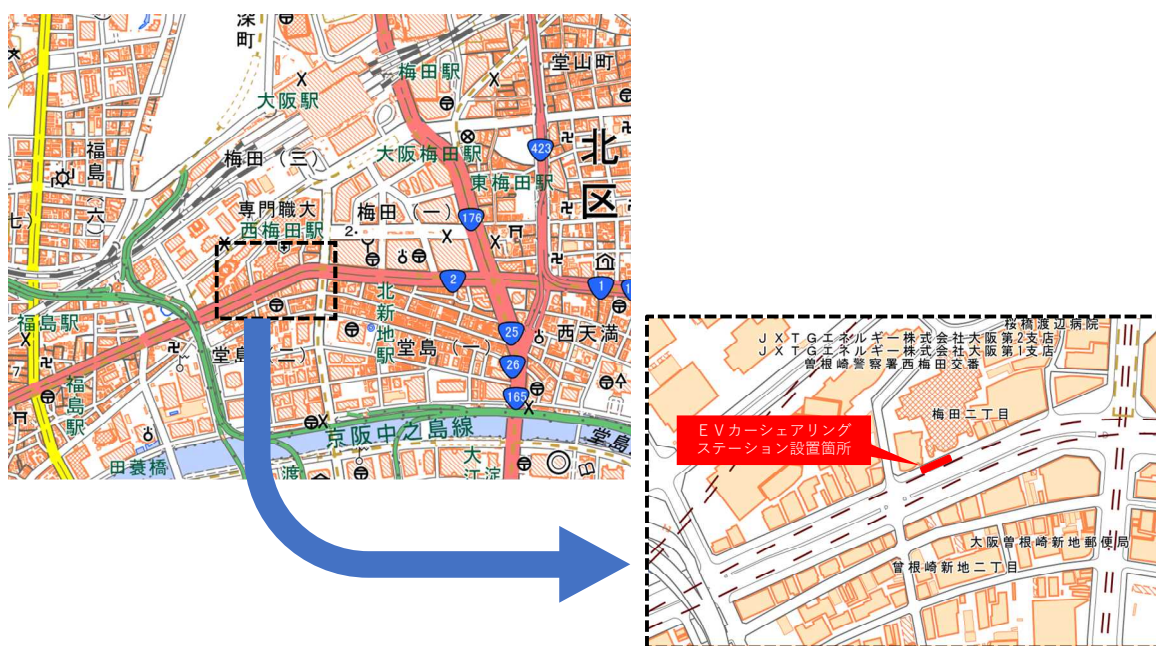
令和 6 年 1 0 月～令和 7 年 1 2 月末（予定）

※実験期間は、延長することがあります。

(2) 実験箇所

実験箇所は以下の図に示す 3 箇所を予定しています。なお、関係機関との協議が整い次第、大阪市北区、福島区内でそれぞれ 1 箇所ずつ実験箇所の追加を予定しています。

(a) 大阪府大阪市北区梅田 2 丁目（国道 2 号上り）



※国土地理院の地理院地図を基に編集

図 2-1 本実験実施箇所（梅田 2 丁目）

(b) 大阪府大阪市福島区福島5丁目(国道2号上り)

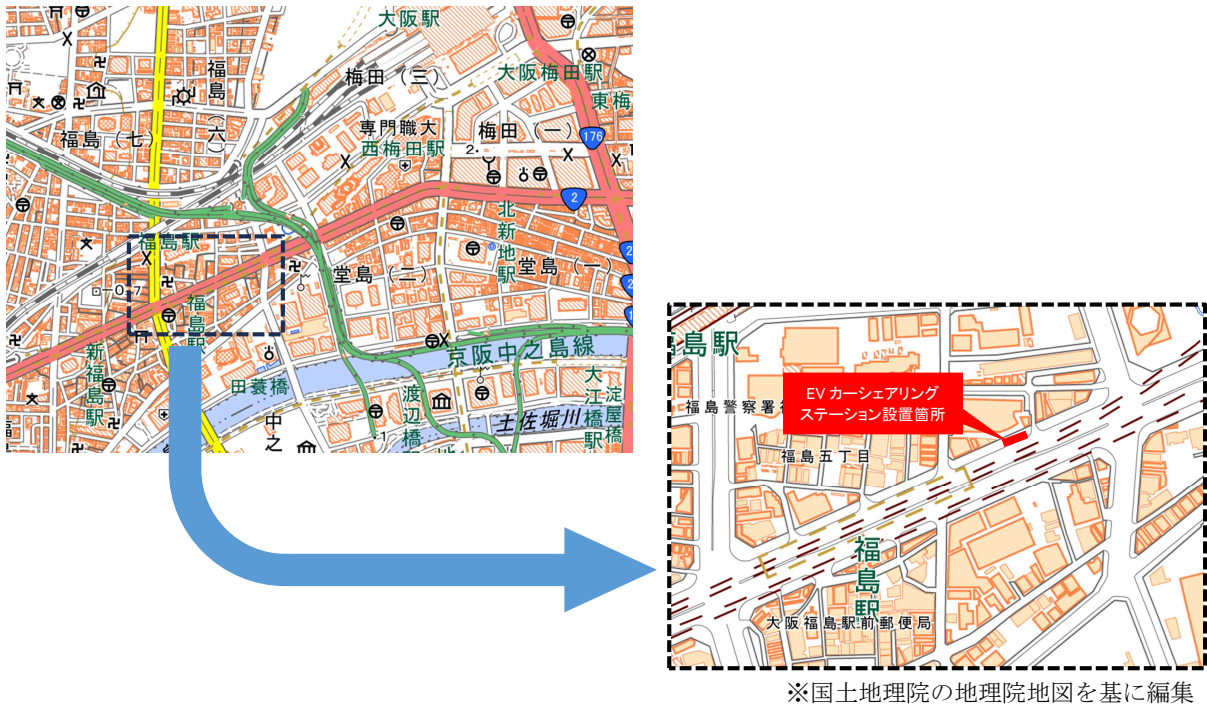


図 2-2 本実験実施箇所(福島5丁目)

(c) 大阪府大阪市福島区福島1丁目(国道2号下り)

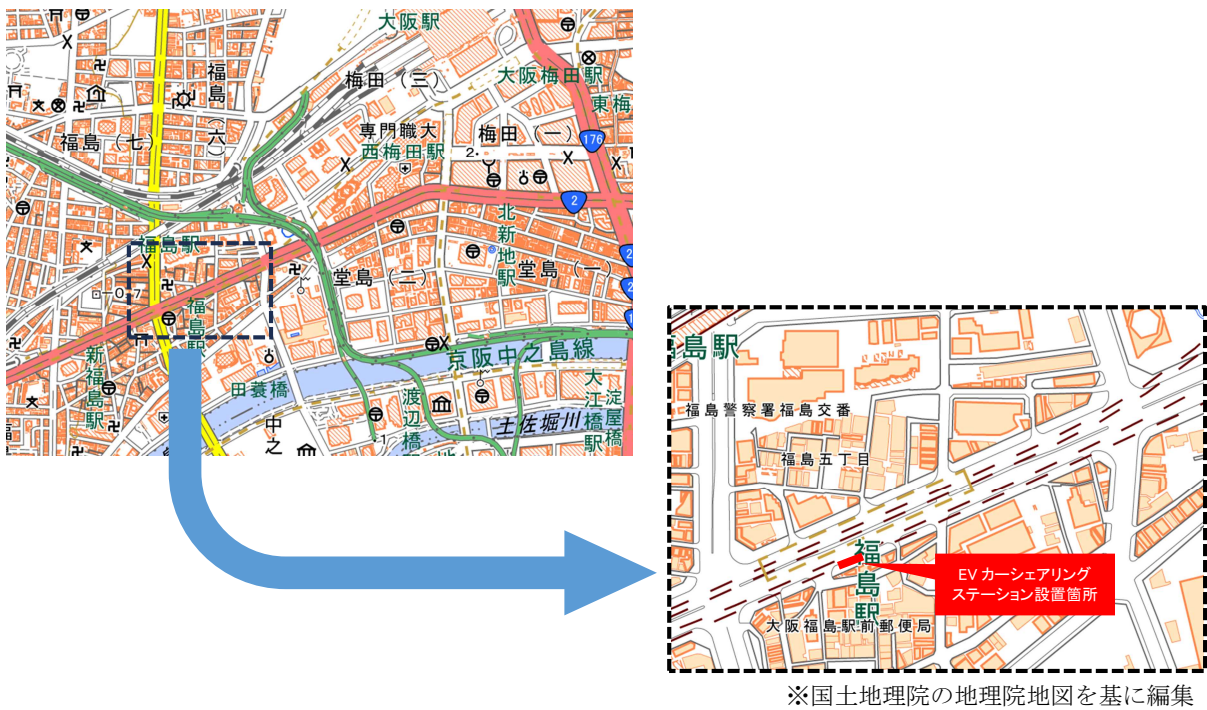


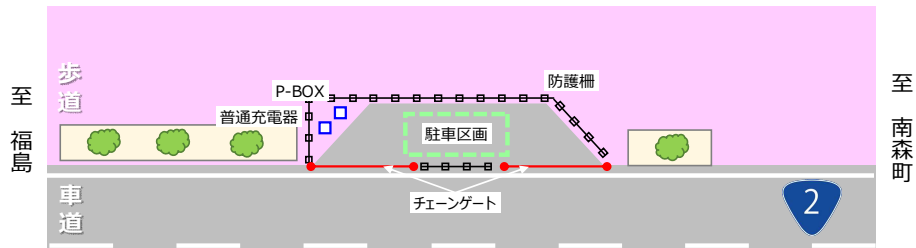
図 2-3 本実験実施箇所(福島1丁目)

(3) 実施箇所の駐車区画および駐車可能台数

各実施箇所の駐車区画及び駐車可能台数について以降に示す。

(a) 大阪府大阪市北区梅田2丁目（国道2号上り）

- 下図区画を、1箇所設置しています。
- 車両は駐車区画につき、EV車1台駐車可能です。
- 各駐車区画の入口・出口に自動昇降式のチェーンゲートを配置します。

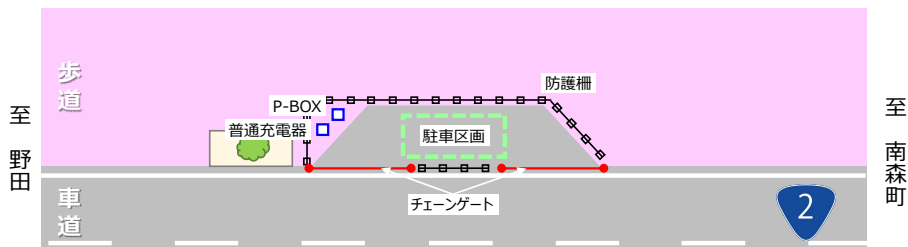


※P-BOX、普通充電器の配置は、実験参加者を決定後、協議して決定するものとする。

図 2-4 本実験実施区画（梅田2丁目）

(b) 大阪府大阪市福島区福島5丁目（国道2号上り）

- 下図区画を、1箇所設置しています。
- 車両は駐車区画につき、EV車1台駐車可能です。
- 各駐車区画の入口・出口に自動昇降式のチェーンゲートを配置します。

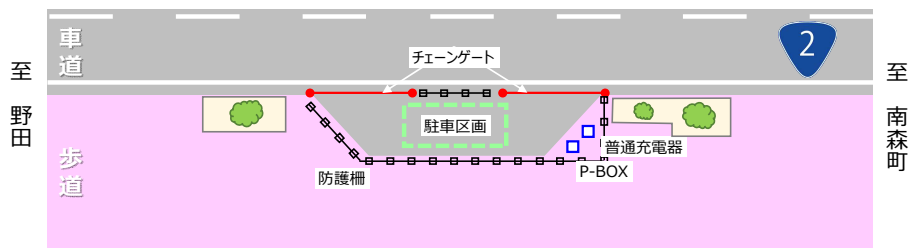


※P-BOX、普通充電器の配置は、実験参加者を決定後、協議して決定するものとする。

図 2-5 本実験実施区画（福島5丁目）

(c) 大阪府大阪市福島区福島1丁目（国道2号下り）

- 下図区画を、1箇所設置しています。
- 車両は駐車区画につき、EV車1台駐車可能です。
- 各駐車区画の入口・出口に自動昇降式のチェーンゲートを配置します。



※P-BOX、普通充電器の配置は、実験参加者を決定後、協議して決定するものとする。

図 2-6 本実験実施区画（福島1丁目）

(4) 運営車両

以下の車種を運営車両として確保可能とする。

- ・電気自動車※¹ 実験期間までに5台
- ・車種は小型自動車又は軽自動車（道路運送車両法に基づくもの）

※1：「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車）

(5) 運営時間

0：00～24：00（24時間）

注）道路管理上必要な場合に、一時的に時間変更が生じる可能性があります。

(6) 運営方法

ラウンドトリップ方式（車の借受場所と返却場所が同じ）

(7) 実施主体

道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験協議会

◆協議会実施体制

分類	区分	組織・役職
会長	国土交通省	近畿地方整備局 大阪国道事務所 事務所長
委員	警察	大阪府警察本部 交通部 交通規制課 規制担当管理官
〃	自治体	大阪市 計画調整局 計画部 交通政策課 課長
〃	〃	大阪市 環境局 環境施策部 環境施策課 課長
〃	〃	大阪市 建設局 総務部 管理課 課長
〃	国土交通省	近畿地方整備局 道路部 交通対策課 課長
〃	〃	近畿地方整備局 道路部 路政課 課長
〃	関係団体	梅田2丁目振興町会 会長
〃	〃	西阪神桜橋商店会 会長
〃	〃	福島連合振興町会 会長
〃	実験参加者	（公募により決定）

＜協議会の役割＞

- ▶ 公共交通からの乗り換え利便性が高い道路上へカーシェアステーションを設置する「道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験」について、有用性の分析・検証や運営上の課題の整理を行います。
- ▶ なお、「道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験」の検証項目・検証方法・検証結果等については、地域道路経済戦略研究会近畿地方研究会に諮るものとします。

(8) 本実験における実験参加者の役割

「2. (2)実験箇所」において本実験の運営を行っていただきます。なお、運営にあたっての条件は以下のとおりです。

① 車両の維持管理について

実験参加者にて、本実験に必要な車両を用意し、安全で快適な車両を保つため関係法令に基づく保守点検及び清掃を行ってください。

② 運転免許の確認及び機器等の保守管理について

実験参加者にて、運転免許を保有している者だけが利用できるシステムや運用方法を導入してください。機器等を用いる場合には、その保守管理も行ってください。

③ EVカーシェアリングステーションの整備・占用について

EVカーシェアリングステーション（充電設備含む）は、大阪国道事務所が整備を行いますので、実験参加者は、道路占用許可を得た上で、ステーションを使用してください。なお、許可条件が付されることがあります。

④ ラウンドトリップ型カーシェアリングでの運用

本実験は貸出ステーションと返却ステーションが同じとなる「ラウンドトリップ型カーシェアリング」にて行うものとします。

⑤ 自動昇降式のチェーンゲートの操作用リモコンについて

自動昇降式のチェーンゲートを車内から遠隔操作するリモコンは10台提供いたします。それ以上のリモコンを用いる場合には実験参加者が必要数を準備してください。リモコンの規格・仕様その他は選定後、大阪国道事務所と協議してください。

⑥ 運営管理について

- (ア) 実験参加者は、利用者対応業務、利用料金等の徴収、利用者向けの利用マニュアルの提供等の運営管理を行ってください。特に、緊急時の対応が早急に取れるよう体制を確保してください。これらの業務に関しては、利用者の安全性及び利用環境に配慮し、工夫してください。

なお、運営管理の方法については、実験期間中においても本協議会と協議できるものとしします。

- (イ) 実験参加者は、「(12)実施区分」に基づく駐車区画の管理として、巡回等を行うとともに道路維持管理活動として、歩道清掃等を行うこととします。

また、当該箇所で行っていることや本実験に関する問い合わせ先について、道路占用許可を得た上で看板を設置して周知してください。

⑦ その他任意で設置する機器について

本協議会が指定する設備以外、実験参加者が本実験実施において必要と思われる設備については、実験参加者の責任により道路占用許可を得た上で任意で設置できるものとしします。その場合の費用負担については「(12)実施区分」に基づき実験参加者が負担するものとし、必要な手続きを行ってください。

⑧ 安全性・車道走行の円滑性・利用状況に関する分析について

実験参加者は、本実験にて収集した利用データや走行データ等、分析に必要な情報等は、大阪国道事務所へ提供することとします。

本実験中は、随時分析を行っていくため、顧客情報に留意のうえ、分析に資するデータは、すみやかに提供するものとしします。なお、「2. (2)実験箇所」に関するデータ以外の本実験に関係する利用データや走行データ等も分析に必要な場合は提供するものとしします。

⑨ 駐車区画の占用について

実験参加者は、本実験で使用する道路上の駐車区画について、道路法に基づく占用手続きを行う必要があります。実験参加者の選定後、大阪国道事務所に対し占用許可申請を行い、許可を得ることが必要です。

表 2-1 占用面積及び占用料

	占用面積	占用料 (年額)
梅田2丁目 ステーション	36m ²	なし (減免 100%)
福島5丁目 ステーション	36m ²	なし (減免 100%)
福島1丁目 ステーション	36m ²	なし (減免 100%)

(9) 実験スキーム

実験参加者は、本協議会が指定する「2. (2)実験箇所」において「2. (4)運営車両」によるカーシェアリングの管理運営を行ってください。

実験参加者は、当該車両の利用実績について、その結果を本協議会に報告します。

本協議会では、実験参加者の協力のもと、「道路空間を活用したEV 路上カーシェアリング社会実験」の実施に伴う安全性及び車道の走行円滑性への影響検証（車両の出入りに伴う交通支障）、道路上へのステーション設置による利用実態の変化と効果検証を実施します。

なお、「道路空間を活用したEV 路上カーシェアリング社会実験」の検証項目・検証方法・検証結果等については、地域道路経済戦略研究会近畿地方研究会に諮るものとします。

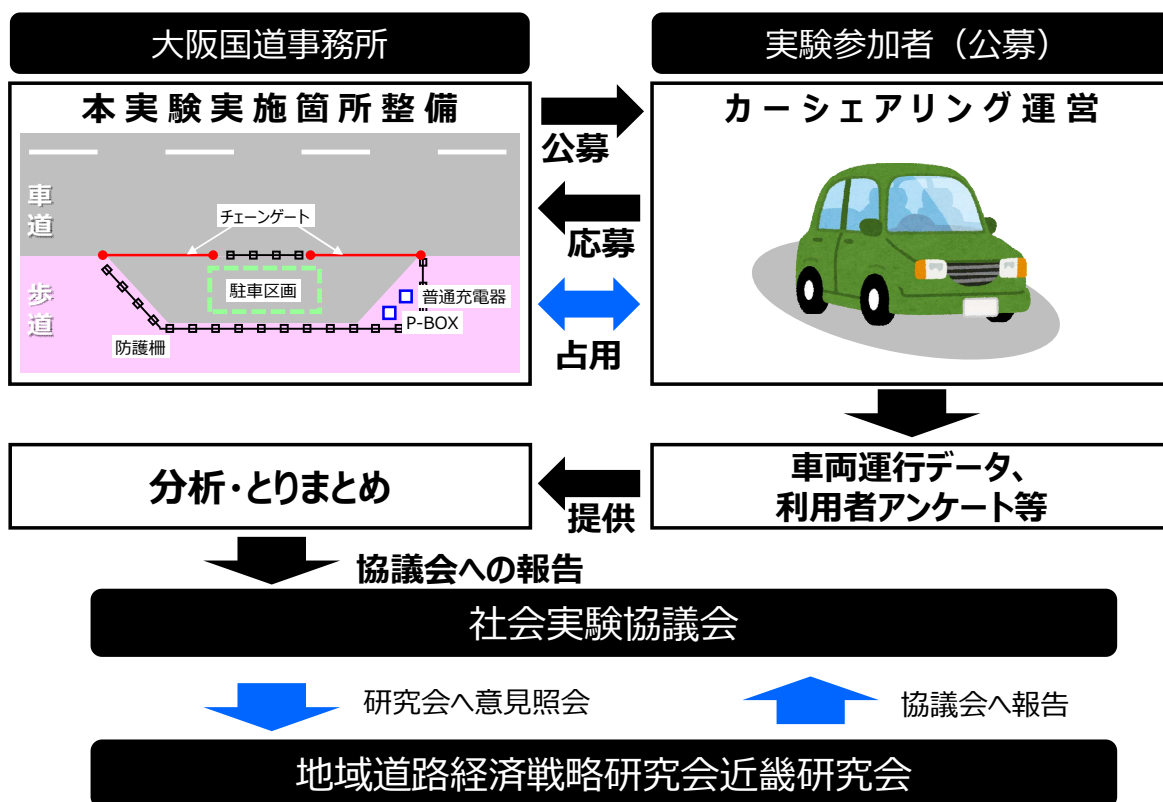


図 2-7 実験スキーム

(10) 主な検証項目

- 道路空間を活用したEV 路上カーシェアリングサービスの安全性及び車道走行の円滑性への影響検証
- 道路上へのステーション設置による利用実態の変化と効果検証

(11) ガイドライン作成への協力

本実験の実施結果を踏まえ作成する「道路空間を活用したEV路上カーシェアリングに関するガイドライン（仮称）」について、その作成への協力（データの提供、現地における調査・解析など）をお願いします。

(12) 実施区分

本実験における大阪国道事務所と実験参加者の実施区分は以下の区分に基づきます。

表 2-2 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分		管理区分	
		大阪国道事務所	実験参加者	大阪国道事務所	実験参加者
実験使用車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーション施設	・駐車区画の舗装、縁石 ・路面塗装及び駐車ますの区画線 ・付帯構造物(防護柵及び自動昇降式チェーンゲート等)	○	—	○	—
	・社会実験事業（ステーション）看板	—	○	—	○
	・電気料金（自動昇降式チェーンゲート）	—	—	—	○
EV充電設備	・電気自動車の充電設備及び電気工事等	○	—	○※	—
	・充電サービス及び電気料金	—	—	—	○
駐車区画の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○

※但し、日常管理・点検については実験参加者が実施するものとする。

表 2-3 データ提供区分、効果分析区分、道路維持管理活動区分

項目	細目	大阪国道事務所	実験参加者
サービスの有効性・社会的効果に関する分析	・車両運行データの取得・提供、利用者アンケート調査の実施等	—	○
	・サービス内容の有効性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—
道路維持管理への協力	・道路維持管理活動の実施	—	○
	・道路維持管理活動状況の確認	○	—
その他	・運転免許の確認	—	○

3. 実験参加者の公募要件

本実験における参加対象者は、以下に示す公募要件を満たすものとします。

<公募要件>

- ①地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者、かつ警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ②実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、『道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験』参加規約（別添1）」を遵守する旨の確認書（様式2-3, 2-4）を提出できる者。
- ③日本国内において道路運送法第80条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施している者。
- ④24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。
- ⑤24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。
- ⑥実験参加者は、道路維持管理（歩道清掃、抜根除草）への協力ができる者。

【複数事業体（複数の事業体が共同で実施）により参加する場合】

なお、複数事業体により参加する場合は、①は構成する事業体すべての者の確認ができるものとし、②は構成する事業体すべての者が提出するものとする。

③④⑤⑥については、要件を満たす者が構成事業体に含まれることとする。

4. 実験参加者の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づいて、大阪国道事務所が、審査及び実験参加者の選定を行います。

(2) 選定基準

実験参加者の選定にあたっては、応募申請内容の評価し、総合点の最上位の1者に決定します。

最上位の者が2人以上あるときは、くじを引かせて決定します。くじ引きの日程等は、必要が生じた際に連絡します。

評価については以下の選定基準評価の評価項目により評価を行います。詳細な加点・評価内容は〈様式3〉に示します。

表 4-1 選定基準の評価項目

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト
公募要件	・地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。	必須
	・実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、「『道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験』参加規約」を遵守する旨の確認。	
	・国内において道路運送法第80条の許可を受けカーシェアリング事業を実施していること。	
	・24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有すること。	
	・24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できていること。	
	・道路維持管理（歩道清掃、抜根除草）への協力ができること。	
運営管理の妥当性	・車両（電気自動車）を5台以上保有し、カーシェアリング事業を運用している実績。	加減式 200点
	・ラウンドトリップ方式カーシェアリングにシステムが対応できる、または実験開始時に対応が可能な状況にあること。	
	・ステーションについて日常的な保守管理点検ができるもの。	
	・会員登録時に免許証の確認等を行えるもの。	
利便性・安全性を高める取組方法の妥当性	・利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。	加減式 80点
	・安全性の確保に対する対策の具体的な提案。	
検証への協力の提案	・データの提供。	加減式 40点
EV普及や本社会実験の利用促進への協力の提案	・EV普及や本社会実験の利用促進に対する具体的な提案。	加減式 80点

(3) 確認書の取り交わし

実験参加者は選定通知受領後、大阪国道事務所と確認書（別添2）を取り交わすこととします。

5. 応募書類

(1) 提出書類

応募者は、以下の書類に必要事項を記載のうえ提出してください。

① 応募申請書〈様式1〉

応募代表者等の必要事項を記入してください。

② 申請者の概要書

単独事業体による応募は〈様式2-1〉、複数事業体（複数の事業体が共同で実施）による応募は〈様式2-1, 2-2〉に必要事項を記入してください。

③ 「3. 実験参加者の公募要件」に示す公募要件を満たしていることを証する書面を提出してください。詳細は下表によります。

表 5-1 公募要件を満たすことを証する書面

公募要件	提出する書面
①地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。	以下を提出してください。 a.定款・約款 b.国税に関し未納がないことを証する納税証明書（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの） c.市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書（当該市町村の税窓口にて交付のもの） d.履歴事項全部証明書 e.印鑑証明書 f.補足資料（企業概要、財務諸表に類するもの） ※複数事業体の場合は構成事業体等全者の書面を提出してください。
②実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、『道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験』参加規約』を遵守する旨の確認書を提出できる者。	提出できる旨を確認する書面を〈様式2-3〉もしくは〈様式2-4〉により提出してください。
③日本国内において道路運送法第80条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施している者。	「レンタカー事業者証明書」の写し+「自家用自動車有償貸渡業（レンタカー事業、レンタカー型カーシェアリング事業）」に運輸支局の受領印（受付印）が押されたものの写し。
④24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。 ⑤24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保している者。	左記に記載の要件を満たしていることを証する書面（様式自由）
⑥道路維持管理への協力ができること。	道路維持管理への協力ができ旨を確認する書面を〈様式3〉により提出してください。

④ 本実験への参加計画〈様式3〉

様式3には以下に示す内容を記載してください。

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト
公募要件	・地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。	必須
	・実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、「『道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験』参加規約」を遵守する旨の確認。	
	・国内において道路運送法第80条の許可を受けカーシェアリング事業を実施していること。	
	・24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有すること。	
	・24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できていること。	
運営管理の妥当性	・道路維持管理（歩道清掃、抜根除草）への協力ができること。	加減式 200点
	・車両（電気自動車）を5台以上保有し、カーシェアリング事業を運用している実績。	
	・ラウンドトリップ方式カーシェアリングにシステムが対応できる、または実験開始時に対応が可能な状況にあること。	
	・ステーションについて日常的な保守管理点検ができるもの。	
利便性・安全性を高める取組方法の妥当性	・会員登録時に免許証の確認等を行えるもの。	加減式 80点
	・行政機関（国・地方自治体など）が実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績を有すること。	
利便性・安全性を高める取組方法の妥当性	・利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。	加減式 80点
	・安全性の確保に対する対策の具体的な提案。	
検証への協力の提案	・データの提供。	加減式 40点
EV普及や本社会実験の利用促進への協力の提案	・EV普及や本社会実験の利用促進に対する具体的な提案。	加減式 80点

提出書類を補足するために必要な資料（任意・様式自由）を添付することは可能です。ただし、必要最小限としてください。

また、提出書類の審査・評価の過程で別途確認が必要になる場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

(2) 公募受付

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 地域調整課

〒536-0004 大阪市城東区今福西2丁目12-35

TEL：06-6932-1447

メールアドレス：kkr-kouhou-osaka@mlit.go.jp

(3) 提出方法及び部数

提出は電子メール（10MB まで）にて行い、着信を確認すること。ただし、紙で提出する場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）で1部提出するものとします。

(4) 受付期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月23日（火）必着

ただし、紙で提出する場合は、土・日・祝日を除く9：15～17：00

(5) 公募に関する質問

公募に関する質問がある場合には、書面（自由様式）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、大阪国道事務所HP（<https://www.kkr.mlit.go.jp/osaka/>）に掲載することとします。

なお、選定の公平性を確保するため、公募書類を提出後、個別の質問等については、回答しかねますので、ご了承ください。

①質問書の提出方法

郵送又は電子メールによるものとします。電子メールの場合の使用ソフトはワード又は一太郎とします。

②提出先

「5. (2)公募受付」と同様とします。

③質問書の提出期限

令和6年1月9日（火）17：00までとします。

④質問書に対する回答

令和6年1月15日（月）までに大阪国道事務所HPへ掲載します。

(6) 実験参加者選定までのスケジュール（予定）

① 実験参加者として選定された者に対しては、その旨を書面にて通知します。また、実験参加者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由を書面にて通知します。

② 公募から実験参加者の選定までのスケジュール（予定）は以下のとおりです。

令和5年12月22日（金）公募開始

令和6年 1月23日（火）公募〆切

令和6年 1月30日（火）実験参加者の選定通知

(7) 提出書類に関する留意事項

- ① 提出書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できない場合がありますので、十分にご注意ください。
- ② 提出書類は、本公募要領の様式1～3を用いて、各1部提出ください。
- ③ 審査にあたり、上記以外にも書類等の提出を求める場合があります。また、一度提出された書類の返却は原則としてできませんのでご了承ください。
- ④ 選定に係る審査は、提出書類の書面審査によって行うことを基本とします。したがって、提出書類（添付資料を含むすべての書類）は、実施内容等について、書類上の記述だけで理解できるように記載してください。
- ⑤ 選定されなかった申請者の提出書類は手続終了後に、選定された者の提出書類は実験完了後に破棄します。
- ⑥ 提出書類の作成等に関する費用については、申請者の負担とします。

〈様式1〉 応募申請書

令和 年 月 日

応募申請書

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所長 様

所在地

名称（法人）

代表者

印

記

道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験に、関係書類を添えて応募します。

〈様式2-1〉応募者の概要

応募の対象	事業の様態	
	単独事業体	複数事業体
道路空間を活用した EV 路上カーシェアリング社会実験		

※応募対象と事業の様態の該当欄に○印を記してください。

名 称 (法人名等)	
所在地	〒
代表者	
連絡先	担当部署名： 担当者氏名： 電話番号： F A X： E - m a i l：

- ※1. 本様式2-1は、際して単独事業体での応募と複数事業体による応募に共通です。複数事業体による応募の場合は、代表する事業体の情報を本様式に記載してください。
2. 複数事業体による応募の場合のみ、構成するすべての事業体等を様式2-2に記載してください。

〈様式 2 - 2〉 構成法人の概要 〈※複数事業体による応募の場合〉

①	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	
②	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	
③	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	
④	名 称 (法人)	
	連 絡 先	住 所： 部 署 名： 電 話 番 号： F A X： E - m a i l：
	役 割	

※1.①～④ で欄が不足する場合は適宜追加してください。

〈様式 2 - 3〉 確認事項 〈単独事業者での応募〉

本実験への参加にあたり、実験における相互の役割分担を示す「道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験」の実施に関する 確認書（案）」を、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長と締結することに同意します。

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所長 様

(応募者)

所在地

名称 (法人)

代表者

印

〈様式2-4〉確認事項〈複数事業者による応募〉

本実験への参加にあたり、実験における相互の役割分担を示す「道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験」の実施に関する「確認書（案）」を、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長と締結することに同意します。

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所長 様

(応募者)

所在地

名称（法人）

代表者

印

所在地

名称（法人）

代表者

印

所在地

名称（法人）

代表者

印

※応募者欄に不足がある場合は適宜追加してください。

〈様式3〉本実験への参加計画

＜公募要件（必須要件）＞

評価内容	書類の添付がある場合○をつける	評価点及び条件
①地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。		左記要件を確認できる書類（※1）を添付すること
②実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、「『道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験』参加規約」を遵守する旨の確認。		
③日本国内において道路運送法第80条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施していること。		
④24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有すること。		
⑤24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できていること。		
評価内容	協力ができる場合○をつける	
⑥道路維持管理（歩道清掃、抜根除草）への協力ができること。（※3）		

※1 確認できる書類：以下に示す書類をすべて提出するものとする。

- ①定款・約款
 - ②国税に関し未納がないことを証する納税証明書（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの）
 - ③市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書（当該市町村の税窓口にて交付のもの）
 - ④履歴事項全部証明書
 - ⑤印鑑証明書
 - ⑥補足資料（企業概要、財務諸表に類するもの）
- 複数企業体等により参加する場合は構成企業体等前者の書類を提出すること。

※2 確認できる書類：以下に示す該当する書類を提出するものとする。

- 「レンタカー事業者証明書」の写し+自家用自動車有償貸渡業（レンタカー事業、レンタカー型カーシェアリング事業）に運輸支局の受領印（受付印）が押されたものの写し。

※3 協力内容：以下に示す内容を実施するものとする。

- ①歩道清掃（範囲全て）
- ②抜根除草（範囲全て）

※道路維持管理への協力に関して、対象範囲は以下を想定しています。（別添3参照）

<p>【梅田2丁目ステーション】 国道2号 大阪市北区梅田2丁目（上り線 0.5kp～0.6kp）</p> <p>【福島5丁目ステーション】 国道2号 大阪市福島区福島5丁目（上り線 1.0kp～1.1kp）</p> <p>【福島1丁目ステーション】 国道2号 大阪市福島区福島1丁目（下り線 1.1kp～1.2kp）</p>
--

< 運営管理の妥当性（加点点評価項目） >

実施内容	数値の記載	評価点及び条件
車両（電気自動車）を5台以上保有し、カーシェアリング事業を運用している実績。 【運用している台数を記載】	台数	50台以上 60点
	台	40台以上 50点
	以上	30台以上 40点
		20台以上 30点
		10台以上 20点
		5台未満 0点 ※配置計画を添付（様式自由）

< 運営管理の妥当性（加点点評価項目） >

実施内容	該当項目○印 又は数値の記載	評価点及び条件
ラウンドトリップ方式カーシェアリングにシステムが対応できる、または実験開始時に対応が可能な状況にあること。 【該当する項目に○をつけること】	運用実績あり	40点 ※証明する書類を添付
	運用実績なし	30点
ステーションについて日常的な保守管理点検ができるものであること。 【巡回頻度を記載】	予定巡回頻度	週2回以上 40点
	回/週	週2回未満 20点
会員登録時に免許証の確認等を行えるものであること。（新規利用者が利用したいタイミングで利用できるよう、オンライン・窓口等で認証ができる） 【該当する項目に○をつけること】	オンライン及び窓口など設置	20点
	オンライン登録確認	10点
	郵送登録確認	5点
行政機関（国・地方自治体・公的研究機関含む）が実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績を有すること。 （カーシェアリング以外の社会実験でも良い） 【該当する項目に○をつけること】	実績あり	40点 ※証明する書類を添付（様式自由）
	実績なし	0点

< 利便性・安全性を高める取組方法の妥当性（加点点評価項目） >

実施内容	該当項目○印	評価点及び条件
利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。 （右記の項目に関する提案が記載されていれば順位付けの項目数として扱う。）	①ステーションへのWi-Fi設置	該当する項目に最も多く○を記載している応募者を1位とし、項目数により順位付けを行う。 ・1位 40点 ・2位 30点 ・3位 20点
	②地図・案内版の設置	
	③即時入会（アプリ等）の設置	
	④公式アプリの提供	
	⑤MaaSアプリ等への情報提供・組込み	

	⑥利用促進や利用誘導のためのプッシュ通知等の実施（センシングの応用）		・4位 10点 ・5位以下及び記載なし0点 ※同数の場合は同一点とする。
	⑦その他（※その他の提案は最大2項目までとし、1行に1項目記載すること。）		
	・（ ）		
	・（ ）		
安全性の確保に対する対策の具体的な提案。 （右記の項目に関する提案が記載されていれば順位付けの項目数として扱う。）	①安全対策機器の追加設置		該当する項目に最も多く○を記載している応募者を1位とし、項目数により順位付けを行う。 ・1位 40点 ・2位 30点 ・3位 20点 ・4位 10点 ・5位以下及び記載なし0点 ※同数の場合は同一点とする。
	②発進時感知センサーの設置		
	③入庫時のゲート自動開閉機能の付加		
	④出入庫警告板の設置		
	⑤利用者への交通安全ルール・マナー啓発		
	⑥アルコール検知装置の車載		
	⑦安全装置（自動ブレーキ・レーンはみだし感知等）の設置車両が過半数以上		
	⑧その他（※その他の提案は最大2項目までとし、1行に1項目記載すること。）		
	・（ ）		
・（ ）			

< 検証への協力の提案（加点点評価項目） >

実施内容	該当項目○印	評価点及び条件
実験における国土交通省へのデータの提供 【実施する項目に○をつけること。複数選択可能】 【その他の欄はカッコ内に提供できるデータについて記載すること】	車両の動態に関する GPS データの提供 「A 郡」	該当する項目に最も多く○を記載している応募者を1位とし、項目数により順位付けを行う。 ・1位 40点 ・2位 30点 ・3位 20点 ・4位 10点 ・5位以下及び記載なし 0点 ※順位付け方法 「A 郡×2+B 郡×1」で算出された値を評価値とし、評価値の高い順に順位付けする。 ※同数の場合は同一点とする。
	OD・利用時間・利用距離等の提供 「A 郡」	
	利用者数・個人属性等の提供 「A 郡」	
	その他（※その他の提案は最大5項目までとし、1行に1項目記載すること。）「B 郡」	
	・ ()	
	・ ()	
	・ ()	

< EV 普及や本社会実験の利用促進への協力の提案（加点点評価項目） >

実施内容	該当項目○印	評価点及び条件
利用促進に関する具体的な提案。 （右記の項目に関する提案が記載されていれば順位付けの項目数として扱う。）	①関係企業とのコラボ（車のラッピング等）	該当する項目に最も多く○を記載している応募者を1位とし、項目数により順位付けを行う。 ・1位 80点 ・2位 60点 ・3位 40点 ・4位 20点 ・5位以下及び記載なし 0点 ※同数の場合は同一点とする。 ※具体的な提案内容を添付（自由様式）
	②環境改善の PR	
	③モーダルコネクタ推進（鉄道・バス事業者との連携・割引）	
	④無料券の発行等のキャンペーン実施（夜間時間帯での割引等）	
	⑤自社での取組との連携（既存会員への PR）	
	⑥その他（※その他の提案は最大3項目までとし、1行に1項目記載すること。）	
	・ ()	

道路空間を活用した EV 路上カーシェアリング社会実験参加規約

(目的)

第 1 条 本参加規約（以下「本規約」という。）は、道路空間を活用した EV 路上カーシェアリング社会実験（以下「本実験」という。）の施行にあたり、道路空間を活用した EV 路上カーシェアリング社会実験協議会（以下「本協議会」という。）に実験参加者が参加する上で必要な事項を定めることにより、社会実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とします。

(相互協力)

第 2 条 実験参加者は、本実験にあたり、本協議会に協力するものとします。

(行政上の手続き)

第 3 条 本規約に基づく本実験の施行に際し、機器等の設置に伴う行政上の手続きや他の公共施設の管理者等との協議、調整は、原則として、管理区分に基づくものとし、当該機器等を管理する者が実施するものとします。

2 手続きに当該機器等を管理する者以外の協力が必要な場合は、本協議会において協議の上、実施するものとします。

(本実験の施行区分及び費用負担区分)

第 4 条 実験参加者は、本実験に必要な車両を用意するとともに、車両運行の管理システムを開発し、本協議会に当該車両に関する情報を登録するものとします。

2 実験参加者は、駐車区画の管理及びサービスの有効性等に関する分析のためのデータを提供するとともに、本協議会構成員および実験参加者として、本協議会の分析・評価に協力するものとします。

3 実験参加者は、別表 1 及び別表 2 の各項目実施に要する費用を負担するものとします。なお、この別表 1 及び別表 2 において定められていない事項は本協議会において協議の上、実施するものとします。

(本実験で収集した情報の利用目的)

第 5 条 実験参加者は、本実験で収集した情報は、その効果検証等のため、本協議会に提供しなければなりません。

2 実験参加者は、前項以外の目的で本実験において収集した情報を利用する場合は、事前に本協議会に報告し協議する必要があります。

(本実験で収集した情報の取り扱い等)

第6条 実験参加者は、本実験で収集した情報を安全に管理し、情報漏えい等の防止に努めなければなりません。

2 本協議会は、本実験で収集した情報の確認後に、実験参加者の責により情報の漏えい等が生じた場合の一切の責任を負いません。

(成果等の公表)

第7条 本協議会及び実験参加者は、本実験で収集した情報を、個別の車両及び個別の利用者を特定できないよう統計的に処理し、本協議会において協議の上、本実験の成果として公表することができることとします。

(特許等出願)

第8条 本協議会及び実験参加者が、社会実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許等の出願を行おうとするときは、本協議会において協議するものとします。

(損害賠償等)

第9条 本実験の施行に起因して本協議会及び実験参加者に生じた損失は、本協議会の責に帰する場合を除き実験参加者が負担するものとします。実験参加者の責により、第三者に損害が及んだときは、実験参加者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとします。

2 本実験の施行に起因して、第三者から苦情があったときは、緊急対応を除き、本協議会及び実験参加者間で協議の上、必要な措置を講じるものとします。なお、措置に要した費用は、本協議会の責に帰する場合を除き、実験参加者が負担するものとします。

3 第三者に起因する事故において、実験機器・施設等が破損した場合の第三者への費用の請求は、別途「道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験」の実施に関する確認書により定めるものとします。

4 実験参加者は、駐車区画内で発生した事故においては、本協議会に速やかに報告するとともに、事故の対応に努めるものとします。

(財産の帰属)

第10条 本規約に基づき設置完了後の実験機器・施設等の財産区分については、それぞれの費用負担者に帰属するものとします。

(実験機器・設備等の撤去)

第11条 本実験で実験参加者が設置した実験機器・設備等については、本実験期間終了後、速やかに実験参加者が撤去するものとします。ただし、本協議会において協議の上、双方の合意が得られた場合は、この限りではありません。

(本実験の期間)

第12条 本実験の期間は、令和7年12月下旬(予定)までとします。

なお、実験期間については、本協議会及び実験参加者間で協議の上、本実験を延長する場合があります。

(本実験参加の中止)

第13条 実験参加者が自らの都合で、本実験の参加を中止する場合は、本協議会及び実験参加者間で協議の上、本実験を中止できるものとします。なお、一度中止された場合、同一の実験参加者による再開をすることはできません。

(規約の変更)

第14条 本規約の内容を変更する必要がある場合は、本協議会において協議の上、本規約を変更できるものとします。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、本協議会により協議の上、定めるものとします。

別表1 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分		管理区分	
		大阪国道事務所	実験参加者	大阪国道事務所	実験参加者
実験使用車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーション施設	・駐車区画の舗装、縁石 ・路面塗装及び駐車ますの区画線 ・付帯構造物(防護柵及び自動昇降式チェーンゲート等)	○	—	○	—
	・社会実験事業(ステーション)看板	—	○	—	○
	・電気料金 (自動昇降式チェーンゲート)	—	—	—	○
EV充電設備	・電気自動車の充電設備及び電気工事等	○	—	○※	—
	・充電サービス及び電気料金	—	—	—	○
駐車区画の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○

※但し、日常管理・点検については実験参加者が実施するものとする

別表2 データ提供区分、効果分析区分、道路維持管理活動区分

項目	細目	大阪国道事務所	実験参加者
サービスの有効性・社会的効果に関する分析	・車両運行データの取得・提供、利用者アンケート調査の実施等	—	○
	・サービス内容の有効性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—
道路維持管理への協力	・道路維持管理活動の実施	—	○
	・道路維持管理活動状況の確認	○	—
その他	・運転免許の確認	—	○

「道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験」 の実施に関する確認書（案）

国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）は、「道路空間を活用したEV路上カーシェアリング社会実験」（以下「本実験」という。）の実施にあたり、相互の役割等について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この確認書は、甲、乙が本実験を実施する上で必要な事項を定めることにより、本実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（期間）

第2条 この確認書の期間は、確認書締結日から本実験終了までとする。

（相互協力）

第3条 甲、乙は、本実験の実施にあたり相互に協力するものとする。

（甲乙の役割）

第4条 本実験に係る甲乙の施行区分及び費用負担区分は別表1及び別表2のとおりとする。

（事件・事故等の責任）

第5条 本実験の実施に伴い生じた損害については、損害を確認した者が二次被害を防止する為の応急措置を行なうものとし、損害の原因が甲乙いずれかの責に帰する場合は原因者が復旧を行うものとする。

- 2 第三者に起因する事故において、実験機器・施設等が破損し原因者が判明している場合の原因者への費用の請求は、甲が行うものとする。
- 3 第三者に起因する事故において、実験機器・施設等が破損し原因者が不明の場合は、乙の責において行政上の手続きを行い、当該施設等の復旧を行うものとする。
- 4 カーシェアリングの運営に関する苦情の処理は、乙が行うものとする。
- 5 本実験の実施に伴う前項以外の第三者からの苦情の処理は、甲が行うものとする。

(確認書の変更)

第6条 この確認書を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議の上、変更するものとする。

(その他)

第7条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認書の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省 近畿地方整備局
大阪国道事務所長 七澤 利明 印

乙 ○○○ ○○○ 印

別表1 施行区分及び費用負担区分、管理区分

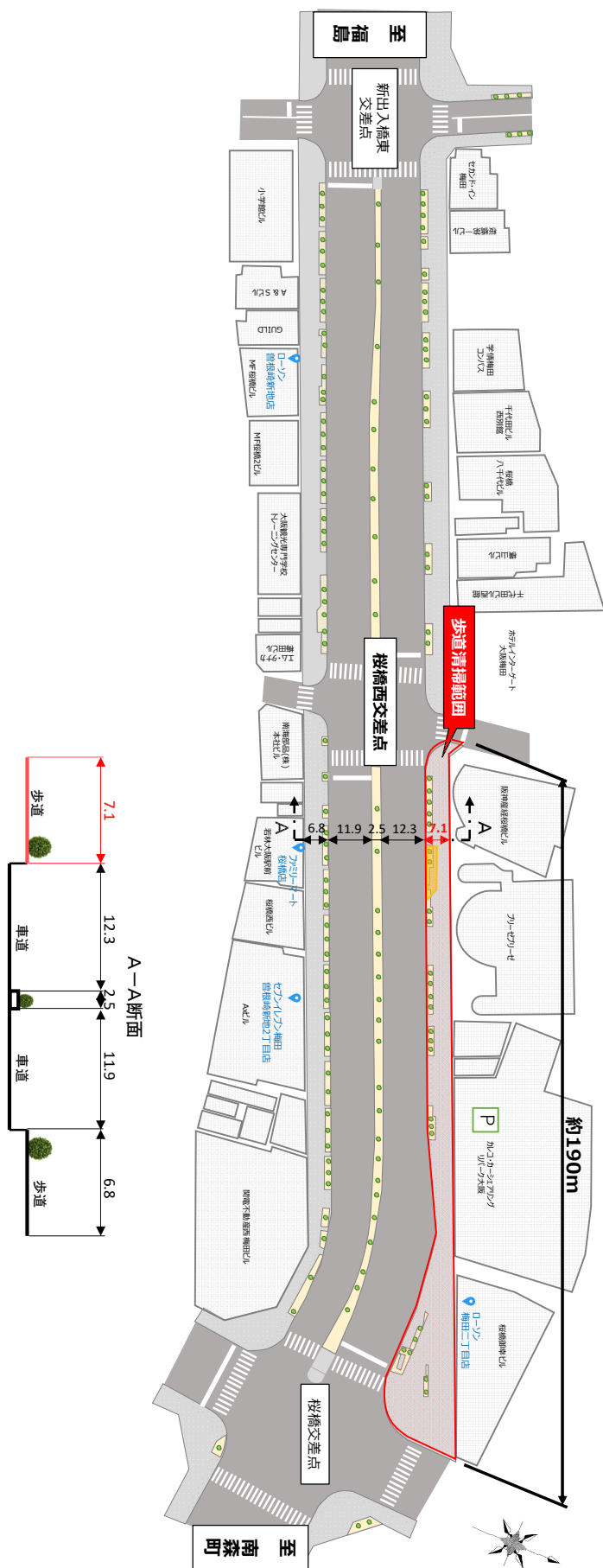
項目	細目	施行区分		管理区分	
		大阪国道事務所	実験参加者	大阪国道事務所	実験参加者
実験使用車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーション施設	・駐車区画の舗装、縁石 ・路面塗装及び駐車ますの区画線 ・付帯構造物(防護柵及び自動昇降式チェンゲート等)	○	—	○	—
	・社会実験事業(ステーション)看板	—	○	—	○
	・電気料金 (自動昇降式チェンゲート)	—	—	—	○
EV充電設備	・電気自動車の充電設備及び電気工事等	○	—	○※	—
	・充電サービス及び電気料金	—	—	—	○
駐車区画の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○

※但し、日常管理・点検については実験参加者が実施するものとする

別表2 データ提供区分、効果分析区分、道路維持管理活動区分

項目	細目	大阪国道事務所	実験参加者
サービスの有効性・社会的効果に関する分析	・車両運行データの取得・提供、利用者アンケート調査の実施等	—	○
	・サービス内容の有効性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—
道路維持管理への協力	・道路維持管理活動の実施	—	○
	・道路維持管理活動状況の確認	○	—
その他	・運転免許の確認	—	○

■道路維持管理への協力 道路清掃範囲



■道路維持管理への協力 道路清掃範囲

